

苫小牧市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	173,912	73,671,519	598,738	11,147,215	15.1	16.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	1,085	4,217,213	858,051	1,465,920	6,541,184	6,029	6,457

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

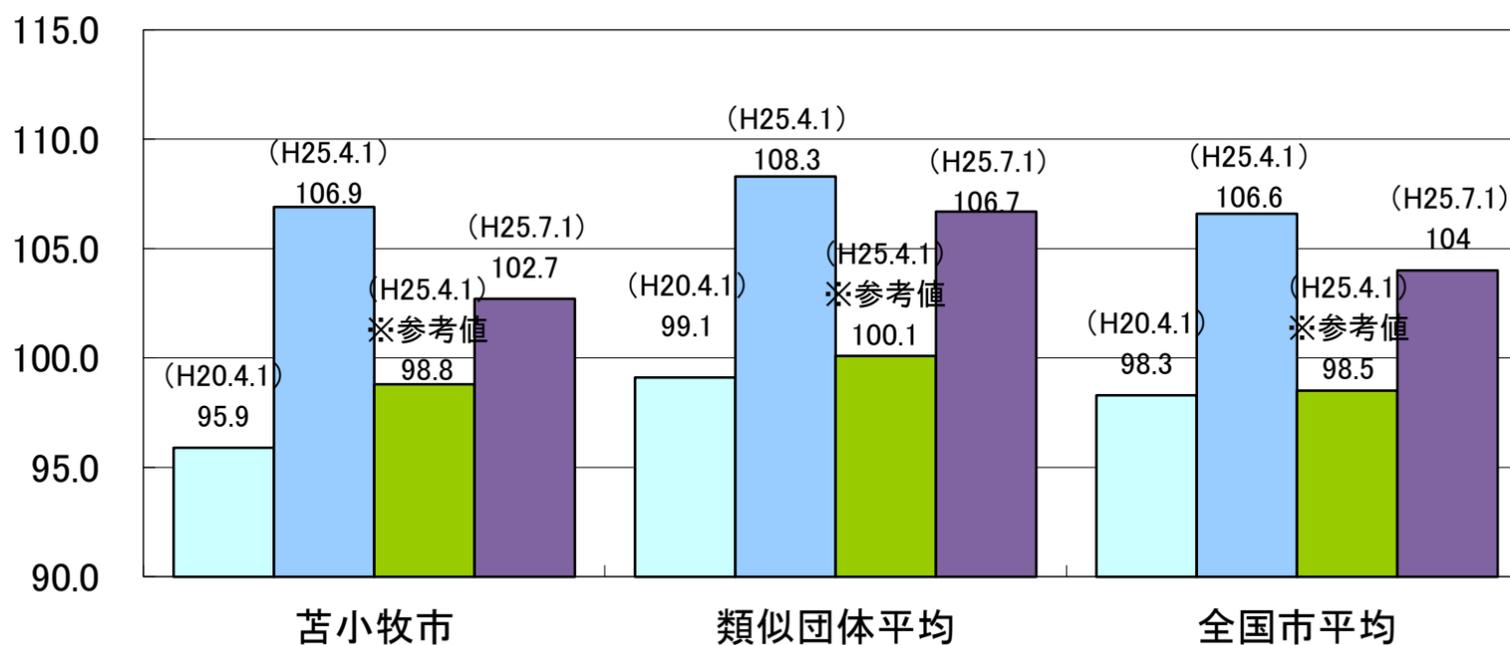
(給与削減の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
抑制済又は減額措置の内容	
<p>(給 料) 【H25.4.1ラスパイレス指数・参考値、減額時点のラスパイレス指数についても併せて記載】</p> <p>《行政職給料表適用職員》</p> <p>職務の級が3級以下の職員は、給料月額から2.8%減額（再任用職員は2.61%減額）</p> <p>職務の級が4級及び5級の職員は、給料月額から4.29%減額</p> <p>職務の級が6級以上の職員は、給料月額から5.31%減額</p> <p>《嘱託職員》</p> <p>業務区分が管理的業務（嘱託員、嘱託主幹、嘱託所長等）の職員は、報酬月額から2.8%減額</p> <p>業務区分がその他の職員は、報酬月額から1.2%減額</p> <p>《ラスパイレス指数》</p> <p>H25.4.1ラスパイレス指数 106.9</p> <p>参考値 98.8</p> <p>減額時点のラスパイレス指数（H25.7.1） 102.7</p> <p>(手 当)</p> <p>手当については減額措置の実施なし</p>	

(その他)

- 1 特別職の給料について、財政健全化緊急対策などにより平成12年1月より減額措置を行っており、平成19年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、給料月額は市長15%、副市長及び常勤監査委員10%の減額となっている。
- 2 管理職手当について、平成19年7月1日から平成26年3月31日までの間に限り、手当月額は15%又は10%の減額となっている。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
苫小牧市	39.7 歳	303,110 円	372,656 円	343,073 円
北海道	45.4 歳	330,736 円	396,550 円	374,715 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446)	- 円	376,257 円 (405,463)
類似団体	42.3 歳	329,893 円	421,387 円	380,185 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
苫小牧市	48.6 歳	109 人	358,362 円	397,451 円	385,989 円	-	-	-	-
うち用務員	49.9 歳	36 人	361,566 円	396,995 円	395,212 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.96
うち清掃職員	46.0 歳	4 人	343,733 円	396,005 円	379,268 円	廃棄物処理	44.6 歳	290,600 円	1.36
うち学校給食員	56.9 歳	14 人	389,897 円	408,808 円	411,762 円	調理士	44.1 歳	233,100 円	1.75
北海道	50.3 歳	346 人	334,072 円	367,668 円	366,170 円	-	-	-	-
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 (286,850)	- 円	309,534 円 (325,400)	-	-	-	-
類似団体	47.8 歳	143 人	329,130 円	386,944 円	366,228 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
苫小牧市	—	—	—
うち用務員	円 6,315,276	円 2,809,400	2.25
うち清掃職員	円 6,217,482	円 3,980,600	1.56
うち学校給食員	円 6,541,091	円 3,124,500	2.09

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年度～24年度の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
苫小牧市	歳 36.1	円 274,875	円 305,115
北海道	歳 42.8	円 355,075	円 403,226
類似団体	歳 41.1	円 323,705	円 367,216

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
苫小牧市	歳 39.4	円 299,136	円 359,733	円 334,128
類似団体	歳 39.5	円 312,029	円 406,248	円 360,060

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特別法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		苫小牧市	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	165,312 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	134,496 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	134,496 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	172,200 円	185,088 円	— 円
	高校卒	140,100 円	142,848 円	— 円
消防職	大学卒	172,200 円	— 円	— 円
	高校卒	140,100 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	252,800 円	368,300 円	386,700 円	398,039 円
	高校卒	220,672 円	307,525 円	368,350 円	378,700 円
技能労務職	高校卒	— 円	316,571 円	351,200 円	375,421 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	254,500 円	— 円	376,925 円	— 円
	高校卒	231,600 円	321,566 円	364,160 円	378,716 円

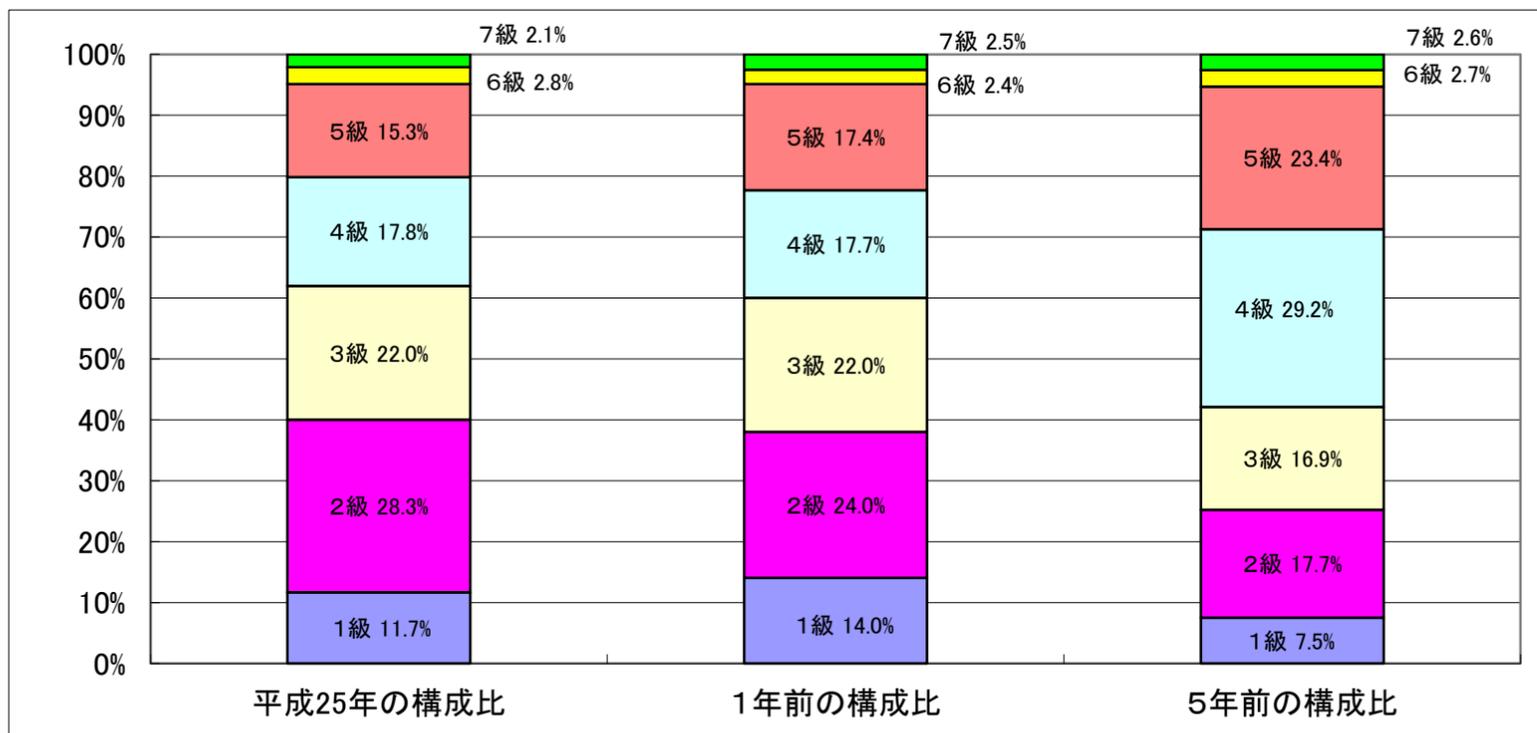
※民間企業等の経歴がある場合は、換算した期間を経験年数に含めています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	72人	11.7%	135,600円	243,700円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	174人	28.3%	185,800円	307,800円
3 級	1 係長又はこれに相当する職の職務 2 主任又はこれに相当する職の職務	135人	22.0%	222,900円	354,700円
4 級	1 課長補佐又はこれに相当する職の職務 2 困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を処理する係長又はこれに相当する職の職務 3 困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を処理する主任又はこれに相当する職の職務	109人	17.8%	261,900円	400,800円
5 級	1 課長又はこれに相当する職の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職の職務 3 特に困難な業務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を処理する係長又はこれに相当する職の職務	94人	15.3%	289,200円	413,600円
6 級	1 部次長又はこれに相当する職の職務 2 困難な業務を所掌する課長又はこれに相当する職の職務	17人	2.8%	320,600円	427,800円
7 級	1 部長又はこれに相当する職の職務 2 困難な業務を所掌する部次長又はこれに相当する職の職務	13人	2.1%	366,200円	456,200円

- (注) 1 「苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

監督する地位にある者が証明する勤務成績の証明に基づき、
A（極めて良好）、B（特に良好）、C（良好）、D（やや良好でない）、E（良好でない）
の5区分で決定し、昇給の号級数は下記のとおり。

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号級数	8以上	6	4（特定職員 にあつては3）	2	0
（55歳に達した日を超えて在職する職員）	6以上	4	2	1	0

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

苫小牧市		北海道		国	
1人当たり平均支給額(24年度)		1,304 千円		1,552 千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.05 月分	0.9 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
		・管理職加算 10～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤務実績の評定については、現在実施しておりません。

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

苫小牧市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たりの平均支給額	2,324千円	25,783千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職し職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)		1,531 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		382,646 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都	18 %	2 人	18 %
札幌市	3 %	2 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)	31,785 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	26,182 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	37.6 %
手当の種類(手当数)	以下のとおり

①月額による特殊勤務手当

手当の名称	支給される職員の範囲	支給実績(24年度決算)	手当額(月額)
業務手当	援護業務に従事する保健福祉部の社会福祉主事等(管理職の職員を除く。)	3,360,000円	生活保護業務の所管課(課に準じる組織を含む。以下同じ。)の職員 6,000円 その他の職員 1,500円
	放射線の放射作業に従事する市立病院(以下「病院」という。)の診療放射線技師及び臨床検査に従事する病院の職員	-	3,500円
	病院事業に従事する職員(管理職の職員を除く。)	-	2,500円(1,250円)
	市税の賦課(国民健康保険税の賦課を除く。)及び収納に従事する職員(管理職の職員を除く。)	1,543,175円	2,000円
	病院の看護師等(管理職の職員を除く。)	-	2,000円
	保健指導に従事する保健師(管理職の職員を除く。)	298,608円	1,700円
	水治療法作業に従事する病院の理学療法士及び産婦人科の業務に従事する助産師	-	1,000円(500円)
	常時薬品取扱業務に従事する公害防止業務等の所管課の職員	42,000円	700円
	感染症病棟の業務に従事する看護師等	-	500円(250円)
医務手当	医師	-	市長が別に定める基準により算出した額

備考 手当額欄の括弧内の金額は、当該月の勤務日数が11日未満の場合の手当額とする。

②その他の特殊勤務手当

危険手当	船舶に乗り組み海上業務に従事した職員	1,800円	日額 600円
	自動車等が通行する危険な道路上で測量業務に従事した職員	3,150円	日額 150円
	公害防止に関する法律、協定等に基づき、測定調査のため工場に立ち入り危険が伴う業務に従事した公害防止業務等の所管課の職員		日額 150円
感染症防疫作業従事手当	感染症の防疫作業に従事した職員	-	日額 300円
修理作業従事手当	廃棄物の焼却処分施設の機関修理作業又は点検作業に従事した職員	220,900円	日額 機関修理作業の場合 500円 点検作業の場合 200円
	消防の機関の修理作業に従事した消防職員(当該業務を本務とする者に限る。)	4,500円	日額 150円
出動手当	消火作業又は救急業務に従事した消防職員	7,632,500円	出動1回につき 250円
はしご車搭乗手当	水火災等に出勤し、はしご付消防自動車のはしごに搭乗して作業をした消防職員	47,250円	出動1回につき 250円
出動待機手当	隔日勤務を命じられた消防職員(管理職の職員を除く。)	13,423,200円	隔日勤務1回につき 700円
屋外業務手当	屋外(勤務箇所から半径6キロメートル以上の地域(海路の場合は、港外)に限る。)で3時間以上業務に従事した職員	2,317,250円	日額 250円
特殊自動車等運転手当	特殊自動車等の運転業務に従事した運転手(廃棄物の処理業務等の所管課の運転手を除く。)	167,100円	日額 グレーダー又はブルドーザーの運転業務の場合 250円 ダンプカー、大型バス又は大型図書館車の運転業務の場合 200円
滞納処分従事手当	滞納処分に従事した徴税吏員及び当該職員を補助する職員	584,400円	取扱い1件につき 200円
野犬掃討従事手当	野犬掃討に従事した職員	2,000円	日額 400円
死傷病人取扱手当	死傷病人(傷病人については、行旅傷病人に限る。)の収容に従事した市長が定める職員	1,500円	取扱い1件につき 死亡人 1,500円 傷病人 1,000円
時間外診療手当	宿日直勤務中に診療業務に従事した管理職の職員(医師を除く。)	-	勤務1回につき 6,900円〔半日勤務の場合 3,450円〕
緊急出動従事手当	災害活動に従事した職員(保全緊急出動手当を支給される職員及び消防職員を除く。)	-	日額 400円 [勤務が深夜に及ぶ場合 500円]
夜間緊急出動手当	退庁後、正規の勤務時間外に市営住宅等の維持補修業務に従事した市営住宅の管理業務等の所管課の市長が定める職員	-	出動1回につき 300円 〔勤務が深夜に及ぶ場合 600円〕

手当の名称	支給される職員の範囲	支給実績(H24年度決算)	手当額
緊急出動手当	緊急診療のため、正規の勤務時間外に勤務した医師	-	勤務1回(同一の患者の診療のための2回以上の出勤は、1回の勤務とする。)につきアからエまでに定める額(深夜に及ぶ場合は、括弧内の額) ア 勤務1時間以内の場合 1,000円(1,500円) イ 勤務1時間を超え3時間以内の場合 2,000円(3,000円) ウ 勤務3時間を超え5時間以内の場合 3,000円(4,500円) エ 勤務5時間を超える場合 4,000円(6,000円)
	緊急診療のため、正規の勤務時間外に勤務した病院の管理職の職員で規則で定めるもの	-	勤務1回につき 500円 〔勤務が深夜に及ぶ場合 800円〕
緊急出動待機手当	緊急診療のため、正規の勤務時間外に待機をした病院職員	-	待機1回につき 1,800円〔半日待機の場合 900円〕
深夜看護手当	深夜勤務に従事した病棟の看護師等	-	勤務1回につき 3,300円 〔勤務が規則で定める時間未満の場合 2,900円〕
深夜特殊業務手当	深夜勤務に従事した消防職員	2,135,860円	勤務1回につき アからウまでに定める額 ア 実勤務2時間未満の場合 410円 イ 実勤務2時間以上5時間未満の場合 520円 ウ 実勤務5時間以上の場合 780円

備考 この表に定めるもののほか、臨時の組織の職員、一時的な業務に従事する職員等で同表の特殊勤務手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、規則で定めるところにより特殊勤務手当を支給することができる。

(注) 支給実績は普通会計分を記載。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	272,494 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	262 千円
支給実績(23年度決算)	225,596 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	221 千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当 (月額)	①配偶者(内縁関係含む) 13,000円 ②22歳未満の子及び孫 } ③60歳以上の父母及び祖父母 } 6,500円 ④22歳未満の弟妹 } ・特定扶養加算5,000円 ⑤重度心身障害者 } ・配偶者のない場合、その 内1人は11,000円	同		136,917 千円	121,596 円
住居手当 (月額)	自ら居住するため住宅を借り受けている職員 ・家賃7,001円以上のとき 1,000円～27,000円 ※自己の所有する住宅に対する手当の支給はH24.4.1から廃止している。	異	・家賃12,001円以上のとき 100円～27,000円	136,293 千円	121,042 円
通勤手当 (月額)	①交通機関利用者(6ヶ月定期券相当額を一括支給) 通勤距離2km以上のとき ・運賃相当月額55,000円まで 全額支給 ・運賃相当月額55,000円超 超えた額の1/2を55,000円 に加算した額 ②交通用具利用者 通勤距離2km以上のとき 2,000円～24,500円	同		56,587 千円	46,497 円
管理職手当 (月額)	①部長職 給料表7級61号の給料月額の19/100の額 ②部次長職 給料表6級85号の給料月額の18/100の額 ③課長職 給料表5級85号の給料月額の17/100の額 ④課長補佐職 給料表4級85号の給料月額の16/100の額 ※H19.7.1からH26.3.31まで、手当月額を15%又は10%減額している。	異	・人事院規則に定める官職で、 それぞれ俸給月額の8/100～ 25/100の額	128,949 千円	724,435 円
単身赴任手当 (月額)	・市長が定めるやむを得ない事情により、単身赴任する職員 23,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km 以上の場合 6,000円～45,000円を加算	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当 (1時間当額)	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同		13,126 千円	72,925 円
寒冷地手当 (月額)	燃料費等として、11月から翌年3月までの月額支給 ・世帯主で扶養親族があるもの 23,360円 ・世帯主で扶養親族がないもの 13,060円 ・その他のもの 8,800円	同		101,165 千円	89,765 円

備考 各種手当内容の詳細については、「苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例」をご参照ください。

5 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	市長	833,000 円 (980,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,100,000 円 / 275,400 円	
	副市長	720,000 円 (800,000 円)	940,000 円 / 548,100 円	
報酬	議長	520,000 円	739,000 円 / 445,000 円	
	副議長	480,000 円	663,000 円 / 385,000 円	
	議員	440,000 円	606,000 円 / 360,000 円	
期末手当	市長	(24年度支給割合)		
	副市長	3.95 月分		
退職手当	議長	(24年度支給割合)		
	副議長	3.95 月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	減額前の給料月額×480/100×勤続年数	18,816,000 円	任期ごと
		減額前の給料月額×400/100×勤続年数	12,800,000 円	任期ごと

(注) 1 給料の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

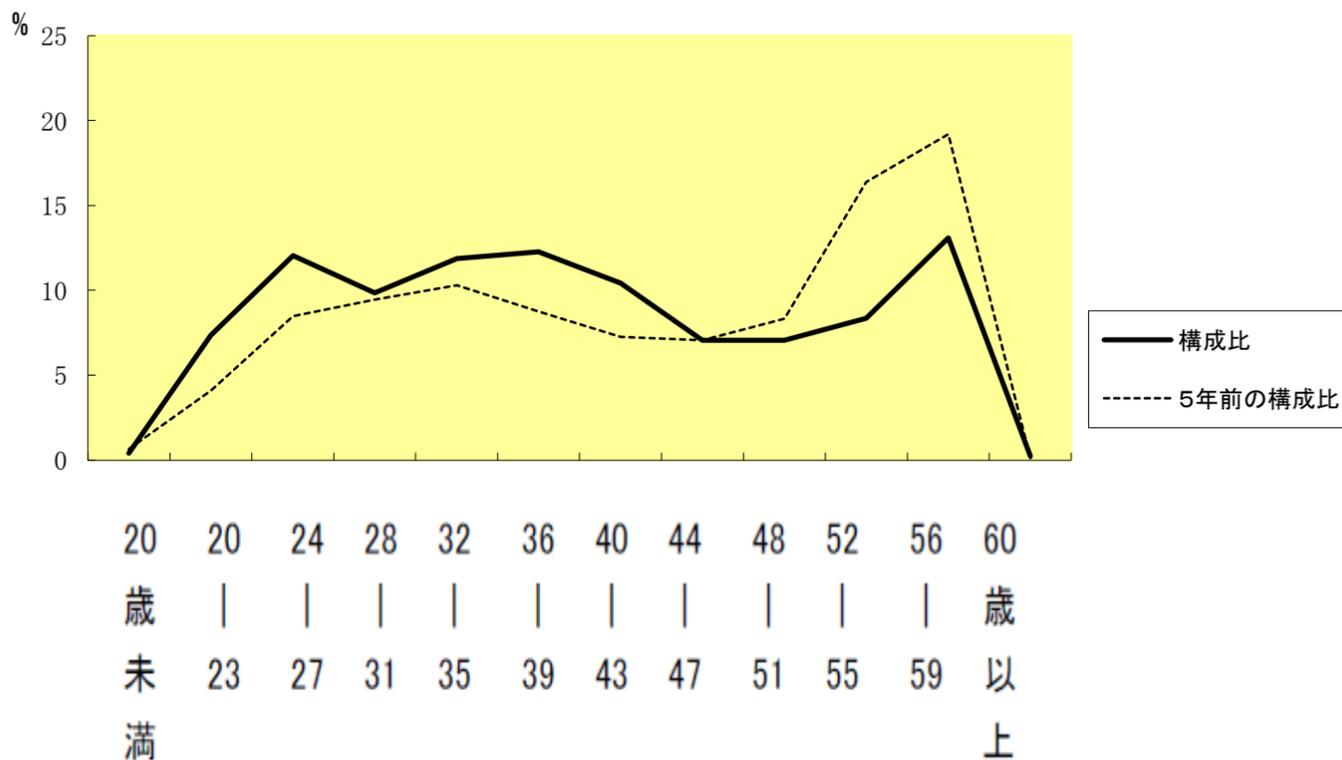
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分	区		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成25年	平成24年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	12	12	0	事務の統廃合縮小、欠員不補充 欠員不補充 欠員不補充 事務の統廃合縮小、欠員不補充
		総務	190	194	△ 4	
		税務	73	71	2	
		民生	193	200	△ 7	
		衛生	89	90	△ 1	
		労働	4	4	0	
		農林水産	6	6	0	
		商工	20	20	0	
		土木	113	116	△ 3	
	計	700	713	△ 13	<参考> 人口1万人当たり職員数 40.25人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 44.66人)	
	教育部門	163	171	△ 8	非常勤職員の活用	
	消防部門	223	229	△ 6	前倒し採用分の減	
	小計	1,086	1,113	△ 27	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.45人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 61.48人)	
公営企業等会計部門	病院	453	469	△ 16	看護師の欠員	
	水道	81	84	△ 3	止水栓開閉業務の民間委託	
	下水道	40	45	△ 5	西町下水処理センター管理運転業務の民間委託	
	交通	0	0	0		
	その他	67	67	0		
	小計	641	665	△ 24		
合計		1,727 [1,925]	1,778 [1,917]	△ 51 [8]	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.3人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長を含む)
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	7人	127人	208人	170人	205人	212人	180人	122人	122人	144人	226人	4人	1,727人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		727	702	697	703	713	700	△ 27 (△ 3.7 %)
教育		194	189	182	174	171	163	△ 31 (△ 16.0 %)
消防		221	222	221	223	229	223	2 (0.9 %)
普通会計計		1,142	1,113	1,100	1,100	1,113	1,086	△ 56 (△ 4.9 %)
公営企業等会計計		744	724	720	696	665	641	△ 103 (△ 13.8 %)
総合計		1,886	1,837	1,820	1,796	1,778	1,727	△ 159 (△ 8.4 %)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	2,498,950	300,054	428,815	17.2	19.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費60,740千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 82	千円 315,073	千円 63,289	千円 111,193	千円 489,555	千円 5,970	千円 6,258,212

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれません。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
苦小牧市	45.2 歳	332,815 円	497,515 円
市町村平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

苦小牧市水道事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)	
1,167 千円		1,304 千円	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.05 月分	0.9 月分	3.05 月分	0.9 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

苫小牧市水道事業			苫小牧市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たりの平均支給額	0千円	25,546千円	1人当たりの平均支給額	2,324千円	25,783千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職し職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
該当者なし			

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)		4,481 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		56,725 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		79.8 %		
手当の種類(手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(24年度決算)	支給単価
危険作業手当	危険作業に従事した水道事業の技術職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く)	(1) 交通を遮断することなく行う管路等の維持補修又は漏水等の調査に係る作業 (2) 高所又は地下における作業(危険を伴うものとして管理者が認めるものに限る) (3) 毒物、劇薬、危険物その他の有害物を取り扱う水質 (4) 屋外における採水に係る作業(危険を伴うものとして管理者が認めるものに限る)	2,248千円	日額350円
屋外業務手当	屋外(勤務箇所から半径6キロメートル以上の地域(海路の場合は、港外)に限る)で3時間以上業務に従事した職員(緊急出動従事手当の支給を受ける職員を除く)		387千円	日額250円
緊急出動従事手当	災害活動に従事した職員(保全緊急出動手当の支給を受ける職員を除く)		—	日額400円 (勤務が深夜に及ぶ場合500円)
停止処分従事手当	停止処分に従事した職員		1,806千円	取扱い1件につき300円
保全緊急出動手当	災害等により水道施設の保全維持のため緊急に出動した職員		40千円	出動1回につき750円

備考 この表に定めるもののほか、臨時の組織の職員、一時的な業務に従事する職員等で同表の特殊勤務手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、規則で定めるところにより特殊勤務手当を支給することができる。

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	16,034 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	184 千円
支給実績(23年度決算)	22,711 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	244 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当 (月額)	①配偶者(内縁関係含む) 13,000円 ②22歳未満の子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 } 6,500円 ④22歳未満の弟妹 } ・特定扶養加算5,000円 ⑤重度心身障害者 } ・配偶者のない場合、その 内1人は11,000円	同		12,417 千円	229,944 円
住居手当 (月額)	自ら居住するため住宅を借り受けている職員 ・家賃7,001円以上のとき 1,000円～27,000円 ※自己の所有する住宅に対する手当の支給はH24.4.1から 廃止している。	同		10,902 千円	145,362 円
通勤手当 (月額)	①交通機関利用者(6ヶ月定期券相当額を一括支給) 通勤距離2km以上のとき ・運賃相当月額55,000円まで 全額支給 ・運賃相当月額55,000円超 超えた額の1/2を55,000円 に加算した額 ②交通用具利用者 通勤距離2km以上のとき 2,000円～24,500円	同		4,579 千円	57,959 円
管理職手当 (月額)	①部長職 給料表7級61号の給料月額の19/100の額 ②部次長職 給料表6級85号の給料月額の18/100の額 ③課長職 給料表5級85号の給料月額の17/100の額 ④課長補佐職 給料表4級85号の給料月額の16/100の額 ※H19.7.1からH26.3.31まで、手当月額を15%又は10%減額している。	同		5,151 千円	735,823 円
夜間勤務手当 (1時間当額)	れており、職員数には当該職員を含んでいない。 間に勤務する職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同		5,085 千円	195,589 円
寒冷地手当 (月額)	燃料費等として、11月から翌年3月までの月額支給 ・世帯主で扶養親族があるもの 23,360円 ・世帯主で扶養親族がないもの 13,060円 ・その他のもの 8,800円	同		7,877 千円	97,421 円